

○旭市小児科開業促進補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 3 1 日

告示第 6 0 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民が安心して子どもを生み育てられる環境整備の一環として、小児医療を提供しようとする者の開業を促進するため旭市小児科開業促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、旭市補助金等交付規則（平成 1 7 年旭市規則第 3 7 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 小児科専門医 公益社団法人日本小児科学会又は一般社団法人日本専門医機構が認定する小児科専門医をいう。

(2) 病院等 医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 に規定する病院又は診療所をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、医師又は法人で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 小児科専門医が診療を行う小児科（以下「小児科」という。）を市内で開業すること。

(2) 1 0 年以上継続して小児科の診療を行う意思があること。

(3) 小児科の診療時間が週 2 0 時間以上であること。

(4) 市税に滞納がないこと。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う小児科の開業に必要な事業であって、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 市内で新たに病院等を開設する事業（以下「新規開設事業」という。）

(2) 既に開設している市内の病院等に新たに小児科を設置する事業（以下「科目新設事業」という。）

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、補助対象事業を行うために必要な次の各号に掲げる経費（賃貸借の場合は、月額賃借料の12か月分を上限とする。）とする。

（1） 土地の取得及び賃貸借（以下「取得等」という。）に要する経費

（2） 建物の取得等に要する経費

（3） 建物の改修に要する経費

（4） 医療機器の取得等に要する経費

（5） 備品の取得等に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、一の補助対象事業に関し、この補助金と同様の補助金等が支給されているときは、補助対象経費から当該補助金等の額を差し引いた額を補助対象経費の額とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

（1） 新規開設事業 1,800万円

（2） 科目新設事業 600万円

（事業計画の認定申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の事業計画について、補助対象事業に着手する日の20日前の日までに旭市小児科開業促進補助金事業計画認定申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、同日までに申請できないことについて、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、市長が指定する日までに申請するものとする。

（1） 旭市小児科開業促進補助金に係る事業計画書（第2号様式）

（2） 補助対象事業に係る図面の写し（備品又は医療機器の取得のみの場合を除く。）

（3） 小児科を開業しようとする場所の写真

（4） 小児科専門医の医師免許証の写し

（5） 小児科専門医の認定証の写し

（6） 住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）

(7) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して認定の可否を決定し、旭市小児科開業促進補助金事業計画認定（不認定）通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（事業計画の変更申請等）

第8条 前条の規定による事業計画の認定を受けた者は、次条の規定による申請をする日前に当該事業計画の内容の変更（軽微なものを除く。）又は中止若しくは廃止をしようとするときは、旭市小児科開業促進補助金事業計画変更（中止・廃止）認定申請書（第4号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して認定の可否を決定し、旭市小児科開業促進補助金事業計画変更（中止・廃止）認定（不認定）通知書（第5号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（交付申請）

第9条 第7条第2項又は前条第2項の規定により事業計画の認定を受けた者は、補助対象事業に着手する前に、旭市小児科開業促進補助金交付申請書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る見積書の写し

(2) 病院等の開設に係る許可書の写し（事前に許可が必要な場合に限る。）

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して適当と認めるときは、補助金の交付の可否を決定し、旭市小児科開業促進補助金交付（不交付）決定通知書（第7号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（変更申請等）

第11条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ旭市小児科開業促進補助

金変更承認申請書（第８号様式）により市長に申請しなければならない。

- （１） 補助対象事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするとき。
- （２） 補助対象経費の額の変更をしようとするとき。
- （３） 補助対象事業の中止又は廃止をしようとするとき。

２ 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、旭市小児科開業促進補助金変更承認（不承認）通知書（第９号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。
（状況報告等）

第１２条 市長は、必要があると認めるときは、第１０条又は第１１条第２項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し補助対象事業の進捗状況等について報告を求め、又は調査をすることができる。

２ 補助事業者は、補助対象事業の完了が遅延すると見込まれるとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、その原因及びこれに対する措置について遅滞なく市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第１３条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに旭市小児科開業促進補助金実績報告書（第１０号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- （１） 補助対象事業に係る契約書の写し
- （２） 補助対象事業に係る領収書の写し
- （３） 補助対象事業で取得した財産の写真
- （４） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１４条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容及び必要に応じて行う調査により審査をして、交付すべき補助金の額を確定し、旭市小児科開業促進補助金確定通知書（第１１号様式）により当該報告をした者に通知するものとする。

（交付請求）

第 15 条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、旭市小児科開業促進補助金請求書（第 12 号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 16 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。

（2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（3） 開設日から起算して 10 年（正当な理由により診療を休止した期間がある場合は、10 年に当該休止した期間を加えた期間）を経過する日までに、正当な理由がなく 1 年以上診療を休止し、又は廃止したとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定を取り消したときは、旭市小児科開業促進補助金交付決定取消通知書（第 13 号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 17 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、旭市小児科開業促進補助金返還命令書（第 14 号様式）により返還を命ずるものとする。

2 前項の規定（前条第 1 項第 3 号に係る部分に限る。）により返還を命ずる額は、交付した補助金の額に次の表の左欄に掲げる小児科の診療を行った年数に応じ、同表の右欄に掲げる返還率を乗じて得た額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

小児科の診療を行った年数	返還率
3 年未満	10 分の 10
3 年以上 5 年未満	10 分の 7
5 年以上 7 年未満	10 分の 5
7 年以上 10 年未満	10 分の 3

（財産の管理）

第 18 条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金を交付した趣旨にのっとり運用しなければならない。

（関係書類等の保存）

第 19 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の関係書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 10 年間保存しなければならない。

（補助金に係る事項の報告及び調査）

第 20 条 市長は、補助事業者に対し、取得財産の管理運用状況、小児科の診療状況その他補助金に係る事項について報告を求め、又は調査することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による報告の請求又は調査の実施があった場合は、これに応ずるものとする。

（地域医療への貢献）

第 21 条 補助事業者は、市が実施する予防接種事業その他地域医療に係る事業に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 8 月 1 日告示第 124 号）

この告示は、公示の日から施行する。